



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
総務監察課法制文書室

号外第47号 令和6年12月26日発行

## 目次

は県例規集掲載

### 【病院局管理規程】

番号	表題	担当課名
12	徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程	

### 【教育委員会規則】

番号	表題	担当課名
7	徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県病院局管理規程第十二号

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の一部を改正する規程

徳島県病院局会計年度任用職員給与規程（令和二年徳島県病院局管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中、「三十万九千二百円（三好病院及び海部病院に勤務する者にあつては、四十一万四千五百円）に職員給与規程第四条の三の規定の例により得られる額を合わせて得た額」を「採用の日以後の期間が一年未満の職員の場合に職員給与規程第四条の二及び第四条の三の規定の例により得られる額」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県病院局会計年度任用職員給与規程の規定は、令和六年四月一日から適用する。

徳島県教育委員会規則第七号

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十二月二十六日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和二年徳島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一号中「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第二号中「百分の九十九・五」を「百分の百四・五」に、「百分の百二・五」を「百分の百七・五」に改め、同条第三号中「百分の九十一」を「百分の九十六」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の徳島県会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する規則（以下「会計年度任用学校職員給与規則」という。）の規定は、令和六年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

2 改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用学校職員給与規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用学校職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。